

## 第 5 回 第 1 農 地 部 会 議 事 錄

日 時 令和 7 年 5 月 16 日 (金) 午前 10 時 00 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 1 岡安 俊也 • 2 川邊 千秋 • 3 北澤 奈帆美 • 4 田村 明  
5 前川 洋子 • 8 喜多 義幸 • 9 木下 伸裕 • 10 小粥 文夫  
11 清水 喜代己 • 12 藤田 直樹 • 13 丸山 耕一 • 19 太田 義政  
21 坂野 大徹 • 23 水谷 隆

以上 14 名

欠席委員

出席部会員外委員

議長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 辻岡事務局長・加賀次長・和田主査

総合支所 河芸：本郷担当副主幹 芸濃：柴田担当副主幹  
美里：服部担当主幹 安濃：江副担当副主幹  
香良洲：柴山担当副主幹

議事録署名者 3 北澤 奈帆美 • 5 前川 洋子

事項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による受理取消願について (所有権移転)  
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権)  
報告第 6 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について (所有権移転)  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)  
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地上権)  
議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

## 議　　事　　の　　大　　要

議　　長	<p>第5回第1農地部会を開催させていただきます。</p> <p>本日の欠席はございません。したがいまして、出席委員は14名でございます。</p> <p>本日の議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。3番 北澤奈帆美委員、5番 前川 洋子委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事　　務　　局	<p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から5で、件数は5件、合計面積は6,147.00m<sup>2</sup>で、すべて田でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p>
	<p>2ページから10ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から18で、件数は18件、合計面積は77,257.82m<sup>2</sup>で、その内訳は田が59,097.00m<sup>2</sup>、畑が18,160.82m<sup>2</sup>でございます。これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p>
	<p>11ページをお願いします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1、番号2 一般個人住宅用地 番号3 自家用給油所・駐車場用地</p> <p>以上、件数は3件、合計面積は1,929.19m<sup>2</sup>で、その内訳は田が1,514.00m<sup>2</sup>、畑が414.00m<sup>2</sup>、その他が1.19m<sup>2</sup>でございます。</p>
	<p>12ページをお願いします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による受理取消願について(所有権移転)、でございます。</p> <p>番号1 駐車場用地 番号2 集合住宅</p> <p>以上、件数は2件、合計面積は1,413.00m<sup>2</sup>で、すべて畠でございます。</p>
	<p>13ページをお願いします。</p> <p>報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権</p>

移転)、でございます。

番号1 一戸建て専用住宅

番号2 進入路

番号3 宅地(住宅敷地)

番号4 駐車場用地

番号5 山林

番号6 宅地造成

以上、件数は6件、合計面積は1,990.00m<sup>2</sup>で、その内訳は田が846.00m<sup>2</sup>、畑が1,144.00m<sup>2</sup>でございます。

14ページをお願いします。

報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 ブルーベリー、耕作面積 田で0.17ha、合計0.17ha。

番号2 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 米・麦・大豆、耕作面積 田で101.70ha、畑で1.40ha、合計103.10ha。

番号3 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 米・根菜類、耕作面積 田で0.5ha、畑で0.6ha、合計1.10ha。

番号4 \_\_\_\_\_、主たる耕作物 水稲・小麦・大豆、耕作面積 田で95.5ha、合計95.5ha。

以上、件数は4件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)、事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)でございます。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出長常町上段々 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 472m<sup>2</sup> 外4筆、合計面積 1,682m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 0m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は管理困難のためです。

番号2、地区 安東、申請地 北河路町山角 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 3,113m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 0m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

番号3、地区 上野、申請地 河芸町久知野橋爪 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 165m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 192m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 0m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 村主、申請地 安濃町浄土寺コメガイ \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 60m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 13, 516m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

番号5、地区 村主、申請地 安濃町川西藤ヶ森 \_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 畠、面積 522m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、面積 60, 730m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

以上、件数は5件、合計面積は5, 569m<sup>2</sup>で、このうち田が3, 662m<sup>2</sup>、畠が1, 907m<sup>2</sup>でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 雲出、お願いします。

北澤委員 3番、北澤です。事務局の説明どおりで特に問題はありません。

議 長 番号2、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番、川邊でございます。5月8日に地元推進委員とともに確認いたしました。問題ございません。よろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号4、番号5、地区 村主、お願いします。

丸山委員 13番、丸山です。現地確認の結果、特に問題ありませんでした。

議 長 番号1から番号5について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第1号について許可をすることに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 16ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございま

す。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出島貫町南藤本\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 2, 993 m<sup>2</sup>のうち423. 28 m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を農業用施設用地とするものです。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。

番号2、地区 安東、申請地 渋見町市場\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 205 m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を物置兼車庫用地とするものです。令和2年1月頃から土間コンクリートに転用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は第1種農地で、不許可の例外（集落接続の農家住宅）に該当するものと判断されます。

番号3、地区 明、申請地 芸濃町林北浦\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 322 m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。昭和60年頃から住宅の一部として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 村主、申請地 安濃町川西藤ヶ森\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 357 m<sup>2</sup>、申請者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。昭和55年頃に農業用倉庫を建築し利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、面積は1, 307. 28 m<sup>2</sup>で、このうち田が628. 28 m<sup>2</sup>で、畠が679 m<sup>2</sup>でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 雲出、お願いします。

北澤委員 3番、北澤です。現地確認しましたが、特に問題ありません。

議長 番号2、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番、川邊でございます。5月8日に推進委員全員と確認いたしました。問題ございませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号3、地区 明、お願いします。

小粥委員 10番、小粥でございます。5月8日に現地確認して問題ありません。よろ

	しくお願ひします。
議 長	番号4、地区 村主、お願ひします。
丸山委員	13番、丸山です。現地確認の結果、特に問題ありませんでした。
議 長	番号1から番号4について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。
事務局	17ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、でございます。 番号1、地区 櫛形、申請地 小舟八幡田_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 307m <sup>2</sup> 外2筆、合計面積 1,065m <sup>2</sup> 、受人 _____、渡人 _____ 外2名。 この案件につきましては、令和6年12月16日付にて許可を受けましたが、事業計画の取りやめのため、許可の取消願が提出されております。 以上、件数は1件、合計面積は1,065m <sup>2</sup> で、全て畠でございます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 櫛形、お願ひします。
前川委員	5番、前川です。事務局の説明どおり特に問題ありませんので、よろしくお願ひします。
議 長	番号1について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第3号について承認することに決定をいたします。 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。
事務局	18ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 高茶屋、申請地 城山三丁目\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 107m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は371. 98m<sup>2</sup>、パネル設置率は33. 6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町北端\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 926m<sup>2</sup> 外3筆、合計面積 3, 755m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

許可証の交付につきましては、開発指導要綱との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安東、申請地 北河路町垣内\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 雜種地、面積 533m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を駐車場及び農業用資材置場用地とするものです。令和5年1月頃から駐車場及び資材置場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 一身田、申請地 一身田町三ノ坪\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 796m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は381. 6m<sup>2</sup>、パネル設置率は47. 9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 上野、申請地 河芸町西千里西浦\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 988m<sup>2</sup> 外4筆、合計面積 2, 285m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は1, 950. 35m<sup>2</sup>、パネル設置率は66. 5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

19ページをお願いいたします。

番号6、地区 上野、申請地 河芸町西千里西浦\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 808m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 1, 558m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は486. 21m<sup>2</sup>、パネル設置率は30. 54%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 黒田、申請地 河芸町南黒田岡崎\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 403m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を資材置場用地としようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 雲林院、申請地 芸濃町雲林院北川原\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 4 8 9 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 8 5 5 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は3 8 2. 2 9 m<sup>2</sup>、パネル設置率は4 4. 7 %になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 明、申請地 芸濃町林切畠\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 1, 2 1 9 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は4 9 5. 9 8 m<sup>2</sup>、パネル設置率は4 0. 7 %になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 明、申請地 芸濃町林切畠\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 7 2 3 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 1, 3 0 5 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は4 9 5. 9 8 m<sup>2</sup>、パネル設置率は3 8 %になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

20ページをお願いいたします。

番号11、地区 明、申請地 芸濃町忍田興\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 1 2 8 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 明、申請地 芸濃町忍田興\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 8 0 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を庭・ドッグラン用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本中野\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 6 6 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 9 0 2 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は3 4 5. 7 2 m<sup>2</sup>、パネル設置率は3 8. 3 %になります。  
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号14、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本巾\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 1 1 5 m<sup>2</sup> 外2筆、合計面積 9 8 0 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は3 7 1. 9 8 m<sup>2</sup>、パネル設置率は3 8 %になります。  
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号15、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本大筈\_\_\_\_\_、登記地目・現況

地目とも田、面積 1, 732 m<sup>2</sup> 外9筆、合計面積 3, 681. 61 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外3名。

これにつきましては、申請地を倉庫・事務所・駐車場用地とするものです。許可証の交付につきましては、都市計画法第29条との同時許可となります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

21ページをお願いいたします。

番号16、地区 辰水、申請地 美里町家所南之内 \_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 86 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を倉庫用地とするものです。平成12年頃から倉庫用地として利用していた旨の経過書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 明合、申請地 安濃町東觀音寺北浦 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 428 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 815 m<sup>2</sup>、受人 \_\_\_\_\_ 外1名、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を建て売り住宅用地とするものです。

許可証の交付につきましては、開発指導要綱との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は17件、合計面積は20, 488. 61 m<sup>2</sup>で、このうち田が14, 760. 61 m<sup>2</sup>で、畠が5, 728 m<sup>2</sup>でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

番号1、番号2、地区 高茶屋、お願いします。

北澤委員 3番、北澤です。現地確認に行きましたが、特に問題ありません。

議長 番号3、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番、川邊でございます。5月8日に現地確認をいたしました。問題はございません。よろしくお願ひいたします。

議長 番号4、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番、田村です。5月8日に、地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ありませんでしたので、よろしくお願ひします。

議長 番号5と6、地区 上野、続いて番号7、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。全て、事務局の説明のとおり何ら問題ございません。よろしくお願ひします。

議長	番号8、地区 雲林院、お願いします。
木下委員	9番、木下です。現地確認の結果、問題ありません。よろしくお願いします。
議長	番号9から番号12、地区 明、番号13から番号15まで、地区 榎本 お願いします。
小粥委員	10番、小粥でございます。いずれの案件につきましても、現地確認して問題ありませんので、よろしくお願いします。
議長	番号16、地区 辰水、お願いします。
清水委員	11番、清水です。5月8日に現地確認をさせていただきまして、何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。
議長	番号17、地区 明合、お願いします。
藤田委員	12番、藤田です。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	番号1から番号17まで、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事務局	22ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 栗真、申請地 栗真中山町西浦_____、登記地目・現況地目とも田、面積 623m <sup>2</sup> のうち170m <sup>2</sup> 外1筆、合計面積 200m <sup>2</sup> 、借入人 _____、貸入人 _____。 これにつきましては、申請地を1か月間、仮設現場事務所用地に一時転用するものです。令和6年10月19日に許可済みの案件であり、転用期間を1か月延長したい旨の経緯書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、農用地区域と判断されます。 以上、件数は1件で、合計面積は200m <sup>2</sup> で、全て田でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 栗真、お願ひします。

坂野委員 21番、坂野です。ここは、昨年度から引き続き転用するということで、一時転用ですけれども、問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議 長 番号1について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、でございます。

番号1、地区 黒田、申請地 河芸町北黒田絞り \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畠、面積 414m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 1,026m<sup>2</sup>、地上権者 \_\_\_\_\_、地上権設定者 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は 679.6m<sup>2</sup>、パネル設置率は 66%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は 1,026m<sup>2</sup>で、このうち田が 612m<sup>2</sup>で、畠が 414m<sup>2</sup>でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 黒田、お願ひします。

喜多委員 8番、喜多です。この案件も何ら問題ございませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長 番号1について、地元委員さんから異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第6号について許可をすることに決定をいたします。

次に議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局	議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。 24ページをお願いいたします。 件数は44件、合計面積は381, 211m <sup>2</sup> で、このうち田が359, 539m <sup>2</sup> で、畑が21, 672m <sup>2</sup> でございます。 意見の提出につきましては、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事条件、農地所有適格法人であるかなどの要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。 また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。 今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。 また、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	説明は終わりました。 今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いいたします。 整理番号3についてです。 _____委員、一時退室をお願いいたします。
	< 退 室 >
議長	この件について、いかがでしょうか。 整理番号3 該当 P1
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございました。 入室をお願いします。
	< 入 室 >
議長	つづいて、整理番号41番についてです。 _____委員、一時退室をお願いいたします。
	< 退 室 >
議長	この件についていかがでしょうか。 整理番号41 該当 P19

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
入室してください。

< 入室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
それでは、この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することといたします。  
以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。  
これをもちまして、第5回第1農地部会を終了させていただきます。

午前10時45分

令和7年5月16日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_